

小牧市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 8 日

小牧市長 天 野 正 基

小牧市条例第 2 8 号

小牧市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

小牧市立保育園の設置及び管理に関する条例（昭和49年小牧市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表小牧市立大山保育園の項を削る。

附 則

この条例は、小牧市立こども園の設置及び管理に関する条例（令和8年小牧市条例第32号）の施行の日から施行する。